

農業委員会法改正について

平成28年4月
農林水産省

農業委員会法改正の全体像

農業委員会が、その主たる使命である、農地利用の最適化(担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)をより良く果たせるようにする

農業委員会

農業委員会業務の重点化

- 農業委員会の業務の重点は、農地利用の最適化の推進であることを明確化

農業委員の選出方法の変更

- 地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任できるようにするため、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制に変更

農地利用最適化推進委員の新設

- 農業委員とは別に、各地域において農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員を新設

都道府県農業会議・全国農業会議所

農業委員会のサポート組織として機能を強化

- 一般社団法人に移行し、都道府県及び国が、農業委員会ネットワーク機構として指定

農業委員会の改革①（業務の重点化）

農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）を強力に進めていくために

改正前

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

【任意業務】

- ② 担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消
- ③ 法人化その他の農業経営の合理化
- ④ 農業等に関する調査及び研究
- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供
- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

任意業務から
必須業務に
位置づける

改正後

【必須業務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

- ② 農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進

【任意業務】

- ③ 法人化その他の農業経営の合理化
- ④ 農業に関する調査及び情報提供


農地利用の最適化に関する施策について、PDCA（計画・実行・評価・改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない

法的根拠がなくなるとも
行えるため、法令業務から削除

新たな

農業委員会制度

が始まります！



農業委員会が、その主たる使命である、
「農地利用の最適化」を
より良く果たせるようにするために

農林水産省

農業委員会改革の考え方

農業委員会は、その主たる任務である、担い手への農地等の利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地等の利用の最適化を積極的に推進していくことが、何よりも重要です。

今般の農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)の改正では、農業委員会の主たる使命をより良く果たせるよう、

① 農業委員会の事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進が最も重要な事務であることを明確にする

② 農業委員の選出方法の変更

地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に農業委員に就任するようにするため、

ア 公選制を廃止し

イ 市町村長が市町村議会の同意を得て任命する方法に改め

ウ その際、農業委員の過半数は、原則として、認定農業者でなければならない

③ 農地利用最適化推進委員の新設

主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う農地利用最適化推進委員を新設する

④ 都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能の強化

一般社団法人に移行して、都道府県知事又は農林水産大臣が農業委員会ネットワーク機構として指定する

ことを内容とする農業委員会改革を行い、平成28年4月1日から改正法が施行されました。

農業委員会の改革

1 事務の重点化等

(1) 農地等の利用の最適化の推進

① 事務の重点化

農地等の利用の最適化の推進に関する事務を、農業委員会の最も重要な事務として位置付けました(法第6条第2項)。

農地等の利用の最適化の推進とは、

- ① 担い手への農地利用の集積・集約化
- ② 遊休農地の発生防止・解消
- ③ 新規参入の促進

による、農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うことをいいます。

農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)を強力に進めていくために

従前

【必須事務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

【任意事務】

- ② 担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消

- ③ 法人化その他農業経営の合理化

- ④ 農業等に関する調査及び研究

- ⑤ 農業及び農民に関する情報提供

- ⑥ 農業及び農民に関する事項についての意見公表、行政庁への建議又は諮問への答申

任意事務から
必須事務に
位置付ける

法的根拠がなくても
行えるため、法令
事務から削除

改革後

【必須事務】

- ① 農地法等によりその権限に属させた事項

- ② 農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進

【任意事務】

- ③ 法人化その他農業経営の合理化

- ④ 農業一般に関する調査及び情報提供

農地等の利用の最適化に関する施策について、PDCA(計画・実行・評価・改善)サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には、関係行政機関に対し施策の改善意見を提出しなければならない



② 農地利用最適化推進委員の新設

現在の農業委員会の機能が、委員会としての決定行為、各農業委員の地域での活動の2つに分けられることを踏まえ、それぞれが的確に機能するようにするために、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のため、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を委嘱しなければならないこととされています（法第17条第1項）。

推進委員は、担当区域において、

- ① 人・農地プランなど、**地域の農業者等の話し合い**を推進
- ② 農地の**出し手・受け手へのアプローチ**を行い、農地利用の集積・集約化を推進
- ③ **遊休農地の発生防止・解消**を推進

といった現場活動を行うこととなります。

その際、**農地中間管理機構と連携することが重要**です。

(2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定

農地等の利用の最適化の推進の公正な実施と各現場での推進委員の活動の整合性を確保するため、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」（以下「指針」という。）を定めるように努めなければならないこととされました（法第7条第1項）。

農業委員会は、指針の策定に当たっては、**担い手への農地の利用集積面積、遊休農地解消面積、新規参入者数等の農地等の利用の最適化の推進に関する数値目標**を定めるとともに、**その目標の達成に向けた具体的な推進の方法**を定める必要があります。

なお、指針については、推進委員を委嘱する農業委員会においては推進委員の委嘱後速やかに、法第17条第1項ただし書の規定により推進委員を委嘱しない農業委員会においては任命制による農業委員の就任後速やかに定めることが適当です。